

会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 第32回公文書管理部会		
事務局 (担当課)	総務局情報公開・文書管理課 電話042-769-8210 (公文書管理班直通)		
開催日時	令和6年2月20日(火) 午後2時00分～4時10分		
開催場所	Web開催 傍聴会場：相模原市役所本庁舎第1別館1階開発室A		
出席者	委員	6人(別紙1のとおり)	
	その他	1人(公文書監理官)	
	事務局	4人(情報公開・文書管理課長、公文書管理班職員3人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0名
公開不可・一部不可 の場合は、その理由			
会議次第	<p>1 議 題</p> <p>(1) 令和5年度末に保存期間が満了する公文書の保存期間の延長について(過年度分を含む)</p> <p>(2) 令和5年度末に保存期間が満了する公文書の廃棄について</p> <p>(3) 相模原市公文書管理条例第6条第2項に規定する公文書分類に関する基準の改正について(報告)</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 令和4年度における公文書の管理等の状況について</p> <p>(2) 適正な公文書の管理に向けた取組みについて</p>		
備考			

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。

なお、発言記録中（ ）のついているものは、口頭での発言はないが頷くなどで、承認や了解が得られたことを確認したものの。

1 議題

(1) 令和5年度末に保存期間が満了する公文書の保存期間の延長について（過年度分を含む）

(部会長) 本日の議題に入りたいと思います。

議題の(1)「令和5年度末に保存期間が満了する公文書の保存期間の延長について」を議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 議題(1)について説明します。

公文書管理条例第6条第9項において、実施機関は、職務の遂行上必要なため公文書の保存期間及び保存期間の満了する日を延長しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないと規定しております。

市長部局と教育委員会から公文書の保存期間の延長について諮問がございました。

諮問のありました案件は、市長部局から、今年度末の延長分が30件、昨年度末の再延長分が23件、令和3年度末の再々延長分が19件、令和2年度末の再々再延長分が27件の計99件、教育委員会からは令和4年度末の延長分が3件であり、全部で102件でございます。

それでは、延長を必要とする理由についてご説明します。資料1「保存期間延長リスト」の市長分、令和5年度保存期間延長申請書をご覧ください。

まずは、市長部局のNo.1は区政推進課の文書で、パスポートセンターの開設準備書類です。行財政構造改革プランで運営等について見直し対象としているため、保存期間を延長するものです。

No.2はDX推進課統計班の文書で、業務の都合上、今後、過去の数値を確認する必要があるため延長するものです。

No.3は開発調整課の文書で、関係法令の一部改正に伴い発生した文書ですが、格納すべき簿冊の構成が定まっていないため、暫定的に当該簿冊に格納しているものです。このため、保存期間を延長して、格納すべき簿冊が定まった際に、文書を移し替えるものです。

No.4は南区役所区政策課の文書で、現在、当該部署で東清掃事業所跡地の活用を含む古淵駅周辺の広域的なまちづくりについて協議を進めている最中であり、今後の地域コミュニティ創出にあたり必要となるため延長するものです。

No.5～30は麻溝台・新磯野地区整備事務所の文書で、損害賠償請求訴訟が継続中であることや今後の訴訟リスク等を踏まえ、文書内容を精査中のため延長するもので

す。

次のページからは、昨年度に保存期間を延長した公文書の再延長になります。

No. 1 は区政推進課の文書で、先ほどと同様の理由で保存期間を延長とするものです。

No. 2 はゼロカーボン推進課の文書で、（仮称）津久井農場計画に係る環境影響評価の手続きが完了していないため、保存期間を延長するものです。

No. 3 はリニア駅周辺まちづくり課の文書で、当該計画に基づく事業や跡地の売却先と調整を行っているため、保存期間を延長するものです。

No. 4 ～ 23 は麻溝台・新磯野地区整備事務所の文書で、先ほどと同様の理由で保存期間を延長するものです。

次のページからは、令和3年度に保存期間を延長した公文書の再々延長になります。

No. 1 は区政推進課、No. 2 からNo. 19 までは麻溝台・新磯野地区整備事務所の文書となります。理由は同様です。

次のページからは、令和2年度に保存期間を延長した公文書の再々再延長になります。

No. 1 は区政推進課、No. 2 からNo. 27 までは麻溝台・新磯野地区整備事務所の文書となります。こちらも理由は同様です。

次に、教育委員会ですが、令和5年度に保存期間が満了する公文書で延長する公文書はなく、令和4年度に保存期間を延長した公文書の再延長のみとなります。

No. 1 から3 までは橋本公民館の文書で、令和元年度東日本台風や新型コロナウイルス感染症の影響で毎年の事業実施が中止となっており、近年の事業関連の文書がないことから、令和6年度の事業企画・実施するために必要となるため、延長するものです。

延長を希望する公文書の理由説明は以上となりまして、事前にいただきました質問について、担当から説明します。

事前に質問いただいた内容とその回答について説明させていただきます。画面に共有している当日資料1 をご覧ください。

<事務局が画面共有した当日資料1 質問・回答書に基づき説明。説明が終了>

（部会長）事務局からの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

（岩谷委員）事前質問は私から質問したのですが、延長申請の期間が1年間というのは運用上そのように決まっており、例外はないということで納得しました。裁判などの場合は例外があって運用されているものかと思い質問したところです。

(部会長) その他に、皆様から何かご意見等ございましたら、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) (特になし。)

(部会長) それでは特に質問もないようですので、諮問のありました「令和5年度末に保存期間が満了する公文書の保存期間の延長について(過年度分を含む)」の内容を適当なものとして答申することとしたいと存じます。また、答申案については原案通り「公文書の保存期間の延長について(答申) 令和5年12月27日付け5情文課第2473号で諮問のありました、令和5年度に保存期間が満了する公文書の保存期間の延長については、公文書管理部会における審議の結果、諮問の内容を適当なものとして認めましたので答申します。」のままとしたいと思います。付帯意見についても、特にご意見等はございませんでしたので、原案通りとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員) (よろしい。)

(部会長) それでは、議題1については原案通りの答申とさせていただきたいと思えます。

(事務局) 教育委員会の答申案については、いかがでしょうか。答申案は、市長部局と同様になります。

(部会長) 特に異論はないかと思いますが、委員の皆様方、何かご意見等ございますでしょうか。

(各委員) (特になし。)

(部会長) それでは、教育委員会についても、原案通りの答申とさせていただきます。

1 議題

(2) 令和5年度末に保存期間が満了する公文書の廃棄について

(部会長) 続いて、「令和5年度末に保存期間が満了する公文書の廃棄について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 公文書管理条例第9条第6項では、実施機関は、保存期間が満了した公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないと規定しております。今年度は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会から公文書の廃棄について諮問がございました。

資料につきましてご説明いたします。

本来であれば、個別の内容について説明をすべきところですが、文書量も膨大であるため、資料のつくりを説明させていただき、事前にいただいた質問に対しては、担当から説明します。

廃棄公文書目録は資料2で、市長から順に実施機関毎に整理しています。

目録にはそれぞれ、「旧津久井郡の文書の目録」と「過年度末選別文書の目録」が

含まれております。また、市長の資料の中には「令和4年度、3年度、2年度に延長した分で今年度廃棄をする文書の目録」が、教育委員会の資料の中には「令和4年度に延長した分で今年度廃棄をする文書の目録」が含まれています。

資料説明は以上となりますので、続いて、事前にいただきました質問について、担当から説明します。

事前に質問いただいた内容とその回答について説明させていただきます。今回は昨年度よりも多くの質問をいただいておりますので、時間の都合上、事前質問によって選別内容が変更になった簿冊や、補足説明をした方がよいと思う簿冊を中心に説明いたします。共通した簿冊ごとに説明しますので、ご意見等ございましたら、説明の途中でも、その都度いただければと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、画面に共有している当日資料2をご覧ください。

<画面共有した当日資料2 質問・回答書に基づき説明。>

【No.5～8 平成30年度4-7-1 04 環境影響評価 5年保存 ゼロカーボン推進課(廃棄公文書目録No.: 市長No.3969～3971)】

(下重委員) 市長の意見に関しては、重要な文書として継続的に保存していくという事は理解しました。しかし、この環境影響評価を出す過程の文書がなければ、何に対しての意見だったか突合することができないと思います。この市長意見は、後から見た時に、どのような事案に対して意見が出されたか、具体的に書かれているものなのでしょうか。

(事務局) まず、環境影響評価書の手続きの流れについて、説明させていただきます。環境影響評価の対象は事業規模などによって決まっておりますが、その事業実施に当たりまして、第一段階で、計画段階で環境への配慮計画書を事業者が作成します。次に第二段階で、その計画書に基づいて、今後の環境に対する影響などを調査予測する具体的な方法などを取りまとめて環境影響評価書を作成します。そこまでの段階が終了しましたら、事業者は初めて事業着手となりまして、次に、事後評価報告書が提出されます。これが、第3段階となります。また、ご質問いただいた市長意見については、第一段階の配慮計画書の作成時点と、第二段階の環境影響評価書の作成時点で、どのようにモニタリング調査をするかなどの方法をまとめた部分に対して付されるものです。

(事務局) 補足ですが、ただいま、下重委員から市長意見には、その意見を付すために、それまでの関連する文書は付いているかどうかというご質問をいただきましたが、ゼロカーボン推進課の担当者にも確認したところ、添付してはいないことを確認しております。また、担当課の回答で、現在は常用としており廃棄には至っていないということですが、何を歴史的公文書とするのかを考えると、市長意見だけを残しても、どういう根拠を基に意見が付されたのか分からないということが実態でした。この点

については、担当課としても課題があると認識していますので、今後、必要な文書がしっかりと歴史的公文書として残されるよう、調整してまいりたいと考えております。

(下重委員) 文書そのもののコンテンツが重要ということもありますが、環境影響評価が様々なアセスメントを行い評価を出すものということを考えると、現在は市長意見のみ歴史的公文書とするということでストライクゾーンを絞っていますが、もう少し幅を広げた方がよろしいのではないかと思いますので、引き続き、検討いただければと思います。

(部会長) 今の点に関連しまして、事務局の側では、いま下重委員が指摘した点は問題意識として持っているということです。そうすると、今回の項目について回答は廃棄して問題ないものとなっていますが、今回はどうするのが適切とお考えでしょうか。

(事務局) 当該簿冊は分かりにくいのですが、公文書科目表上、単なる5年保存と常用の簿冊の2種類があります。さらに常用の中でも、歴史的公文書になるものと、歴史的公文書にはならないもので2種類あり、全体として、3つに分かれております。そして、環境影響評価書とか、方法書又は事後評価報告書に関する文書は、基本的に常用に入っております。今回、廃棄に選別されている5年保存の文書は、そのような文書は含まれておりません。また、市長意見に繋がる根拠資料となるものも入っていないと確認しておりますので、事務局としても廃棄して問題ないものと考えております。

(部会長) ありがとうございます。そうしましたら、この回答書のとおりで、差し当たって変更なしということでよろしいでしょうか。

(事務局) その通りです。

(部会長) それでは、ゼロカーボン推進課の簿冊については終了としまして、次に進んでもよろしいでしょうか。

(各委員) (よろしい。)

【No.10～12 平成30年度6-7-8 12 ダイオキシン類測定結果 5年保存 廃棄物指導課/南清掃工場/北清掃工場 (廃棄公文書目録No.:市長システム選別分No.5909～5911)】

(事務局) 事前質問の趣旨としては、内容に応じて5年以上のより長期間の保存も必要ではないかというご意見と理解しておりますが、当該簿冊に格納されている測定方法は、全て定例的で毎年実施しているもので、かつ、その測定結果も特に問題ないため、5年保存になっているものです。しかし、事務局としましては、例えば測定の結果、数値に異常が生じた場合には、重大な事件事故として、より長期間の保存が必要になるものと考えております。

説明は以上となりますが、何かご意見等ございますでしょうか。

(各委員) (特になし。)

(部会長) 特にないようですので、次に進めてください。

【No.2 1～2 4 昭和（年代不明）7-1-0 換地清算金徴収台帳、昭和25年7-6-2 換地清算金徴収法、昭和25年7-6-2 換地調書綴、昭和25年 都市計換地清算交付金領収書 30年保存 開発調整課（廃棄公文書目録No.:市長過年度未選別分No.67～70）】

（事務局）この簿冊については、開発調整課に確認したところ、現在の所管は都市整備課が正しかったため、改めて都市整備課に確認を取った上で、歴史的公文書に変更するものです。

次も開発調整課の簿冊が続きますので、この簿冊も含めて、ご意見等については後ほど伺いたいたします。

【No.2 5～2 6 昭和40～45年 2-7-1 旧住宅地造成事業法完成図面/旧住宅地造成事業法関係書類/旧住宅地造成事業法認可申請書、昭和59～62年、平成3年 30年保存 開発調整課（廃棄公文書目録No.:市長過年度未選別分No.78～81, 84）】

（事務局）この簿冊については、事務局から補足とご相談をさせていただきたいことがございます。担当課からは、当初の廃棄から歴史的公文書に変更すると回答がありました。しかし、当課で改めて文書の内容及び現在の公文書科目表と照らし合わせたところ、歴史的公文書ではなく、常用として選別することが適切ではないかと考えております。また、リストNo.2 5の質問に対する回答としては、この内、旧住宅地造成事業法完成図面に対してのみで、残りの関係書類や認可申請書に対する回答はございませんでした。こうした状況を踏まえ、リストNo.2 5～2 6の簿冊については、今回の廃棄リストから削除させていただき、開発調整課と改めて調整をしたいと考えております。

また、今回ご質問いただいた内容に対する回答などを踏まえると、いまだ所属によっては歴史的公文書に対する認識が不足している面があり、公文書管理を所管する当課としても重く受け止めております。その上でご相談ですが、この後に公文書の廃棄に対する答申案をご検討いただきますが、この答申案に、各職員が再度、歴史的公文書に対する認識を徹底するような内容のご意見をご検討いただきたいと思いますと考えております。補足だけでなく、ご相談になりましたが、以上でございます。

（部会長）この簿冊についてご意見ございましたら、お願いします。

（各委員）（特になし。）

【No.3 3～3 5 平成24年度 2-3-2～8-6-2 03 調定通知書～03 国庫補助事業 10年保存、平成21年度～令和2年度 2-3-2～8-6-4 03 調定通知書～09 清算人決算報告承認 1年～10年保存、平成21年度～平成31年度 0-0-0～8-6-2 01 庶務～03 国庫補助事業 1年～10年保存 麻溝台・新磯野地区整備事務所（廃棄公文書目録No.:令和4年度延長分No.7～13、令和3年度延長分No.2～12、令和2年度No.1～23）】

（部会長）回答のところに損害賠償請求訴訟には関係しないというコメントがありますが、ここでの損害賠償請求訴訟というのは、誰が誰を被告にして、請求の根拠

条文は何なのでしょう。複数の可能性があると思いますが、それによっては、ここまで断言できないのではないかという気がします。担当課が回答された時には、何を想定して、このような回答になったのか分かりますか。

(事務局) 現在、実際に争っている案件はございます。今回、質問いただいている簿冊には主に平成23年度とか、平成24年度に作成した文書が中心となっております。そのため、事件が発生する直前の段階とか、100条委員会や98条委員会で議論になった年度の文書については、引き続き、延長を申請しているものと確認しております。職員の勤務の実態とか、どういう働き方をしていたか、又は、どういう意思決定が働いていたかという文書については、訴訟の対象になるので、そうした文書は訴訟が終結するまでは、延長して引き続き保管すると確認しております。

(部会長) そうすると、ここのコメントに表れている損害賠償請求訴訟というのは、現在提起されている損害賠償請求訴訟という前提ですか。

(事務局) そのように捉えております。

(部会長) そこに限定するということですね。

(事務局) はい、その通りです。

(事務局) その他、この麻溝台・新磯野地区整備事務所の簿冊に関しては何かご質問はございますでしょうか。

(各委員) (特になし。)

(事務局) ありがとうございます。それでは、説明を続けさせていただきます。次が説明する最後の簿冊となります。

【No.42 平成30年度 0-7-8 19 選挙公報 5年保存 選挙課(廃棄公文書目録: 選挙管理委員会事務局システム選別分No.52)】

(事務局) 補足となりますが、ただいま選挙課の回答にありました「選挙結果調」ですが、こちらは作成したら公文書館にて永久に保存される取り扱いになっていることを確認しております。

選挙課の簿冊に関する回答含めて、公文書の廃棄に関する事前質問への回答は以上となります。

(部会長) ただいま事務局から説明ありましたが、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(下重委員) 選挙結果調については、この平成30年度でいうと統一地方選で定める市長選や市議選だと思いますが、これは保存期間が5年ではなく、将来、公文書館に移管されるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局) 選挙結果調は、公文書ではなく保存行政資料という取り扱いになっており、公文書とはまた違った中で、公文書館に移管されて永久に保存されるような取り扱いとなっています。

(下重委員) 行政刊行物という扱いですね。

(事務局) その通りです。

(下重委員) 行政刊行物の場合、市側が任意で作っているの、市側の都合で作らないということもあり得るわけですよ。一方で、選挙公報は、法令の定めで作り配布するというのが義務付けられていたと思うので、こちらはれっきとした公文書な訳です。そうすると、ここでこの簿冊を廃棄することについては、回答で合理的で適切と断言しているのですが、逆にどう合理的で適切か問うている訳で、答えになっていないと思います。むしろ、合理性や適切性があるかというのは、公文書管理部会が判断する事であり、市側が本来判断されるものではないのではないかと気になるのですが、いかがでしょうか。

(部会長) 担当課としては、このように考えているということですが、我々、公文書管理部会がそこは違うのではないかとということであれば、その旨記載して、答申を出すということになるかと思えます。これについては、条例とか規則で何か関係する規定はありますか。

(事務局) 今確認できておりませんが、特段規定はないものと捉えています。

(下重委員) 選挙公報については、確か、公職選挙法に作成基準があったかと思えます。

(部会長) それは法令上根拠があるとして、保管のルールについてですね。公文書としての保管に関するルールは、相模原市の条例とか規則の中に関係する規定は明文の形では存在しないということでしょうか。

(事務局) 今のところ、公文書科目表の中に5年保存で位置付けているものしかないというのが実態です。

(部会長) 今、下重委員から法令上、根拠があるのではないかとのご指摘ですが、そういう観点からすると、他の関係する文書も5年では短いという話になってくるのですかね。

(下重委員) 大体、他の自治体でも保存期間は4年くらいなので相場観としてはそんなに短いものでもありませんが、行政刊行物は市側の都合で作っているだけのものなので、今後、もしかしたら市側の都合で作らないということもあり得る訳ですよ。対して、選挙公報については絶対に作らなくてはならないという重いものになっているので、そうしたら選挙公報を残した方が信頼性は担保できるのではないかと私の意見です。市側で、選挙結果調を残しておけば全て分かるということであればそれはそれですが、仮に選挙結果調を作らなくなった場合には、選挙公報は残さなくてはならないかと思えます。

(事務局) 現状はご覧いただいたとおり、担当課としては廃棄は妥当と回答していますが、今回、審議会の中でご意見をいただきましたので、先ほど説明した開発調整課とも近いですが、今回の廃棄リストからは削除させていただき、改めて選挙課とも調整したいと思えます。

(下重委員) ありがとうございます。

(部会長) そうしますと、この簿冊の件については、廃棄リストから削除するという
ことで対応したいと思います。それ以外に、何かご意見等ございますでしょうか。

(各委員) (特になし。)

(部会長) 今一度確認ですが、当日資料2のリストNo.21～24については、当初の
回答を変更して、歴史的公文書として保存する。また、リストNo.25と、今議論しま
した最後のリストNo.42については、今回の廃棄リストからは削除するという点が、
当初の資料とは異なる点になろうかと思えます。公文書管理部会としては、このよう
な形でお認めするという事かと思えますが、よろしいでしょうか。

(各委員) (特になし。)

(部会長) 特に異議等ございませんので、諮問のありました「令和5年度末に保存期
間満了する公文書の廃棄について」は、今指摘した部分を修正の上で、その内容及
び残りの部分については適当なものとして答申することにしたいと思います。

では、答申概要の検討に当たって、まずは、事務局からご説明をお願いします。

(事務局) ただいま、部会長から廃棄についての答申ということでお話しいただき
ましたが、そこに入る前に、諮問事項ではなく、歴史的公文書に選別した簿冊に対
しても事前に質問いただいております。そちらは当日資料3として配布しております。
これについては、諮問事項ではありませんので議題2に入っておりませんが、この場
で説明させていただければと存じます。よろしいでしょうか。

(部会長) よろしくお願ひいたします。

(事務局) 質問は2問いただいております。担当課は異なりますが、いずれも「異
議申立(歴)」の簿冊に関する質問になります。質問内容としては、共通する事項は
「行政不服審査法の改正により制度が廃止されたはずだが、改正後の年度で簿冊が存
在しているため、どのような文書が格納されているのか」というものです。まず、リ
ストNo.1の障害者更生相談所の回答としては、審査請求に関する文書が格納されて
いるとのことで、結果として簿冊名が誤りだったというものになります。次に、リス
トNo.2の下水道料金課の回答ですが「平成28年3月28日付けで送付した公共下水道
使用料徴収額変更通知に対する異議申し立てであり、平成28年4月18日に受理し
たもののため改正前の法令が適用となり、当該簿冊に格納している」となっており
ます。また、もう一つの質問として、「下水道料金の徴収が税に準じるものとして扱
われるという理解によるものと解してよいか」に対しては、「ご指摘のとおりで7年保
存としている」との回答になっております。

説明は以上になります。

(部会長) ありがとうございます。これは、諮問の対象にはなっていないという理
解でよろしいのですね。

(事務局) その通りです。

(部会長) 回答文を拝見すると、1点目は簿冊名称の変更になるということです。こ
の資料3については、何かご意見等ございますでしょうか。

(各委員) (特になし。)

(部会長) 特にないようなので、話を戻しまして、廃棄に対する答申です。では、答申案の説明を事務局からお願いします。

(事務局) それでは、例年の答申の作成方法と今年度どのように答申を作成するかについて、ご説明いたします。まず、例年の廃棄が適当であると答申いただいた場合の答申案ですが読み上げます。「公文書の廃棄について(答申)令和5年12月27日付け5情文課第2473号で諮問のありました、令和5年度に保存期間が満了する公文書の廃棄については、公文書管理部会における審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。」という答申文を作成しています。いま、申し上げたのは市長用の文言ですが、これを実施機関ごとに作成することとし、その年の審議内容に応じて実施機関ごとに付帯意見を追加しています。

そして、過去の付帯意見の文例としては、次のようになっております。

①簿冊名称から文書の内容が推測しにくい簿冊が散見された場合は「市民等が内容を推測しにくい簿冊名称が散見されたため、必要に応じ説明を加えるなど、簿冊名称の記載内容を工夫されたい。」、②廃棄すべきではなく、歴史的公文書に選別内容を変更する簿冊があった場合は「保存期間満了後の選別に当たっては、相模原市公文書管理条例に基づき、市政や市民生活にとっての重要性や社会的背景を勘案した上、公正で客観的に行われたい。」、③保存されている文書が適正な簿冊に保存されていなかったケースが散見された場合は「文書の内容と公文書科目表を照らし合わせて、適切な保存年限を設定すること。加えて、作成した公文書を保存する簿冊の登録誤り等が散見されたため、適正な文書管理について徹底されたい。」となっております。

答申作成方法の案としては、事前質問や本日の部会の中で、いま申し上げた①～③に該当する意見等があった実施機関には、それぞれ①～③の付帯意見を付け加えたいと思います。また、これ以外の付帯意見として、今年度新たに付け加えるべき意見がありましたら、ご検討いただきたく存じます。

なお、先ほど、開発調整課の簿冊に関する質問への回答の際に、事務局からご相談させていただいた件ですが、まだ所属によっては、歴史的公文書に対する理解や認識が低いものと思われまますので、この点について、再度徹底が図られるよう、意見を付けたいと考えております。また、意見については、情報公開・文書管理課及び開発調整課の所管である市長部局の答申に入れたいと考えております。この案についても、事務局で作成しておりますので読み上げさせていただきます。「歴史的公文書の更なる理解促進が必要なため、研修等の充実を図られたい。」これを案としまして、付帯意見を付けるかどうか、また、付ける場合にはどのような表現にするかという点について、ご検討いただければと思います。

また、先ほどの選挙課の簿冊を含めてになりますが、選挙課及び開発調整課の簿冊で一部、廃棄リストから削除させていただき対応となりました。開発調整課の一部簿冊に関しては、当初廃棄で諮問しましたが、事務局としては再度検討が必要なものと

考えております。これらの件については、担当課ごとの個別案件となりますが、答申案に付帯意見として含めるかどうか、ご意見等いただければと思っております。よろしくお願いたします。私からの説明は以上となります。

(部会長) ありがとうございます。それでは順番にまいります。まず、基本的には諮問内容については適当であるということでしたので、基本となる答申の文案については事務局からご提案いただいている表記で結構かと思いますが、この点については何かご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

(各委員) (よろしい。)

(部会長) では、この部分については例年通りとさせていただきます、次に付帯意見でございます。本日の議論で、この付帯意見案の①②については話題に上がったかと思えますので、少なくとも①②については、付帯意見として付すというのが適当でないかと思えますが、この点はいかがでしょうか。

(各委員) (よろしい。)

(部会長) ③についてはいかがでしょうか。本日の議論では、確か話題としてはなかったと理解していますが、事務局としてはそのような理解でよろしいでしょうか。

(事務局) はい、問題ございません。

(部会長) それでは、付帯意見の案については、①②を今年度も採用したいと思えます。それから次に、事務局から提案のあった新しい付帯意見についてです。事務局の問題意識としては、行政の現場で、歴史的公文書の概念について理解が十分になされていないということであって、その点について、研修等を実施して改善していきたいというところかと思えます。基本的な方向性としては、承認できるのではないかと思います。文面がこれでよいかということも含めて、委員の皆様方からご意見等ございましたら、お願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(下重委員) 研修等の充実を図るっていうのが一般的過ぎて、今回出てきた事案に対して的確な指摘になっていないように思います。

(部会長) そうすると、より問題意識を自覚していただくということができるよう文面がよろしいのですよね。

(下重委員) 文書の中身や性質をよく見返さずに、おそらく機械的に廃棄に選別して、今回のような問題が起きていると思います。なので、しっかりと中身を確認して判断をなさいと。そして、そういった必要な資質を向上させるため、研修の機会を使ってくださいというふうに書いた方がよろしいのではないかと思います。

そこで、私の方で案をチャットに書き込みましたので、確認をお願いします。

(部会長) 確認させていただきたいと思えます。「歴史的公文書の該当性の判断については、当該文書に係る事案の性質や内容を改めて確認するほか、研修等の機会も適切に利用するなど、担当者の資質向上に努め、責任をもって判断するように心がけられたい。」、いかがでしょうか。基本的にはこれでいいのではないかと思います。

(各委員) (特になし。)

(部会長) そうしましたら、今の文案を③という形で、新しく付帯意見として付けるということで行きたいと思います。また、事務局で改めてご検討いただいて、表現ぶりなど細かな部分で修正等出てくる可能性があります。そこについては、事務局、部会長、副部会長にご一任いただくということをお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員) (よろしい。)

(部会長) ありがとうございます。先ほど、事務局からもう1点相談事項があったと思いますが、もう一度よろしいでしょうか。

(事務局) 先ほど説明した開発調整課の一部簿冊については、当初廃棄で諮問していましたが、まだ常用か歴史的公文書にするか疑義がある状況なので、廃棄リストからは削除させていただき、こちらで再度調整させていただくものとなっております。ただ、これに関しては個別案件になりますので、今回の答申案の付帯意見に入れるかどうかというところで、ご検討いただければと存じます。あるいは、付帯意見には入れずに、こちらで対応させていただき、また報告という形にさせていただくか、どちらがよろしいかと思ひまして、ご相談となります。

(事務局) 部会長よろしいでしょうか。補足になりますが、先ほど下重委員から、歴史的公文書の理解もあるが、しっかりと中身を確認しなさいという意味も含めて③の付帯意見が出たと捉えています。そして、いま申し上げました個別案件につきましては、③の付帯意見に包含されているのか、あるいはそうではなくて、個別に指摘するという形がよいのかというところでご意見いただきたいと思ひます。

(部会長) 包含はされているかと思ひますが、個別案件として出すかどうかということですね。いかがでしょうか。個別案件として出せば記録として残るということですね。

(事務局) その通りです。

(部会長) 会議録としては残るけれども、付帯意見としての方が目立ちやすいということですね。

(事務局) それもあります。

(部会長) いかがでしょうか。ただ、あまりこの種のもので個別案件について言及するという事はないですね。

(事務局) 通常はあまりありませんが、過去に卒業者名簿については付帯意見に盛り込みました。その時は、各学校への確認もごさいますので付帯意見にさせていただいて、次の公文書管理部会で報告させていただいたという流れになります。

(部会長) 分かりました。いかがでしょうか。過去に例があるということであれば、特段やってもおかしくはないということになります。

(下重委員) 卒業者名簿の案件については、影響を受ける部署が非常に多く、かつ、各学校にも確認しなければならない問題なので答申案に書いても良かったと思ひますが、今回の件については、一つの部署の案件であり、かつ、かなり特殊な業務の限定

的な範囲に留まる内容になるかと思しますので、答申案に書かなくても、基本的に会議録に残せば問題点についてはすでにクリアになるかと思ひます。なので、付帯意見については特に入れなくてもよいかと思ひます。

(部会長) ご指摘ありがとうございます。他の先生方いかがでしょうか。

(副部会長) 私も下重委員のご意見に賛成です。

(部会長) ありがとうございます。他にご異論ございませんでしょうか。

(各委員) (特になし。)

(部会長) そうしましたら、先ほど事務局からご提案のあった個別案件について付帯意見に入れるかどうかについて、これについてはかなりの個別案件になりますので、今回の答申案では触れずに、会議録の中で残すということで対応させていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(各委員) (よろしい。)

(部会長) そうしましたら、付帯意見としては大きく3つ付けるということで、ここまできておりますが、ここまで話題になった付帯意見以外で、これは付しておいた方がよいのではないかとということが更にあれば、ご意見いただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(事務局) 事務局から確認ですが、今の3つの付帯意見については、市長部局に対する付帯意見ということで捉えてよろしいでしょうか。他の教育委員会などの簿冊に対しては、ご指摘がされていないので、あくまでも市長部局に対するご意見としていただいたという理解でよろしいでしょうか。

(部会長) 付帯意見が3つありましたけども、3つが3つ全て市長部局に限定するののかという趣旨の質問ということでよろしいでしょうか。

(事務局) そのような質問となります。

(部会長) ③の歴史的公文書の認識を深めるという点については、市長部局に限定した話ではないような気がいたします。これについては、市長部局に限定しないで、全ての実施機関に通用する付帯意見だと思いますので、③は全ての実施機関に付けていただくものかと思ひます。また、①②の付帯意見については、本日の公文書管理部会で話題になった項目を扱っている実施機関宛ての答申案の中に付けていただくということかと思ひます。

(事務局) わかりました。ありがとうございます。

(部会長) それでは、議題2の最後の確認となりますが、③の新しい付帯意見については、若干その表現等については修正する必要が生じるかもしれませんが、その場合は事務局と部会長、副部会長で調整した上で、ご一任いただく形にさせていただきたいと思ひます。また、それ以外については、先ほど確認したような形で対応させていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(各委員) (よろしい。)

(部会長) ありがとうございます。それでは、議題2は終了とさせていただきます。

1 議題

(3) 相模原市公文書管理条例第6条第2項に規定する公文書分類に関する基準の改正について（報告）

（部会長） それでは、議題3に入ります。「相模原市公文書管理条例第6条第2項に規定する公文書分類に関する基準の改正について（報告）」について、事務局から、ご報告をお願いいたします。

（事務局） それでは事務局から説明させていただきます。今回は資料3を使って説明をさせていただきます。

こちらは、公文書の分類に関する基準を改正し、科目表の小分類の名称を修正したものです。「公文書の分類に関する基準」は各実施機関ごとに定めております。

1つ目は、市長分になりまして、液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務が神奈川県から移譲されたことに伴い、「液化石油ガス」の小分類を新たに追加するものとなります。

2つ目は、教育委員会分になりまして、相模原市立幼稚園の廃止に伴い、「公立幼稚園」の小分類を削除するものとなります。

なお、ただいまご説明しました二つの分類基準の改正については、どちらも令和5年4月1日からの適用となりますが、それ以前に作成され、当該簿冊に格納されている文書は削除される訳ではございません。令和5年4月1日以降に作成された文書について適用されるものとなります。

分類基準の改正の報告につきましては以上となります。

（部会長） ありがとうございます。何かご意見等ございますでしょうか。

（各委員） （特になし。）

2 その他

(1) 令和4年度における公文書の管理等の状況について

(2) 適正な公文書の管理に向けた取組みについて

（部会長） 次に、次第2その他になります。事務局から説明をお願いします。

< (1) 令和4年度における公文書の管理等の状況について、を資料7で説明。 >

< (2) 適正な公文書の管理に向けた取組みについて、資料8で説明 >

（部会長） ありがとうございます。かなり大変な作業をしていただいて、少しずつ公文書管理というものが徹底化されてきていると思います。このことは、もろもろの数字でも読み取れるわけですが、他方で、問題もまだ残っているような状況でもございますので、引き続き、適正な公文書管理に向けて、これからもよろしくお願ひしたいと思います。ただいま、事務局からご説明いただいた内容について、何かご意見等

ございますでしょうか。

(戸室委員) 私は公募委員なので公文書については全然知りませんでしたが、こうやって部会に出席させていただいて、大変な作業だということが分かった次第です。先ほど、公文書管理ニュースを発行とありましたが、これは市職員だけの啓蒙活動のように見えますが、私みたいな一般市民にも年に1回くらい広報などでこのように取り組んでいますと書いていただければ、市民がもっと目が向くのではないかと思います。このようなことを素人ながらに思いましたので、ご検討いただければと思います。

(事務局) 令和3年度に適正な公文書管理に取り組みますということで、広報さがみはらを使いまして、お知らせをしたことはございます。しかし、すごく苦しいところではありますが、その時、広報部門と調整する際に、市民ニーズにマッチしているかどうかということで、かなり優先順位を争うことになりました。私どもとしても、公文書が市民共有の知的財産ということに照らせば、しっかりと市民にアピールしていかなければならないと思っておりますので、委員のお言葉を力にして、どんどんアピールして参りたいと考えております。以上です。

(部会長) それ以外に何かありますか。

(各委員) (特になし。)

<調査審議が終了>

(部会長) それでは、本日本日予定しておりました議題等についてはここまでとさせていただきます。事務局から今後の流れについてご説明をお願いします。

(事務局) それでは、今後の流れについてのご説明をさせていただきます。審議会の規則第6条第8項の規定に基づきまして、公文書管理部会の決議を全体会へ報告する必要があります。つきましては、全体会が令和6年3月22日でございますので、その際にご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

(部会長) ありがとうございます。この公文書管理部会については、当初もう1回予定されておりました。本日、一通りの調査審議が終了しましたので、次回以降に予定していたものは、これで開催しなくてよいという理解でよろしいでしょうか。

(事務局) はい、問題ありません。

(部会長) それでは、3月5日の予備日についてはなしということで、よろしくお願いいたします。また、会議録の件ですが、通常ですと、部会が次回開催されればそこでご承認いただく形になりますが、今確認させていただいたとおり、次に予定していた部会は開催しないこととなりましたので、本日の会議録については、部会長それから副部会長にご一任いただくということで、よろしいでしょうか。

(各委員) (よろしい。)

(部会長) それでは、会議録は部会長、副部会長の一任についてご承認いただいたということで、その結果を行政資料コーナーに配架したいと思っておりますが、よろしいでし

ようか。

(各委員) (よろしい。)

(部会長) それではこれもちまして、本日の相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会第32回公文書管理部会を終了とさせていただきます。長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
公文書管理部会 出席者名簿

(令和6年2月20日開催)

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	土田 伸也	中央大学大学院法務研究科教授	部会長	出席
2	清水 善仁	中央大学文学部准教授	副部会長	出席
3	岩谷 房雄	相模原商工会議所 2号議員		出席
4	坂口 貴弘	創価大学池田大作記念創価教育研究所講師		出席
5	下重 直樹	学習院大学大学院人文科学研究科准教授		出席
6	戸室 寛	公募委員		出席

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
公文書管理部会 質問・回答書

令和6年2月20日
当日資料1

No.	諮問	実施機関	リストNo.	年度	F No.	個別名称	サブタイトル	保存年限	担当課（回答作成依頼課）	質問	回答
1	延長	市長	5 ～ 30	平成25年度 ～ 令和4年度	0-0-0 ～ 8-6-5	01庶務 ～ 01庶務		1年 ～ 10年	麻溝台・新磯野地区整備事務所	麻溝台・新磯野地区整備事務所関連の延長期間が令和7年3月31日になっていますがその根拠は？ 質問理由 損害賠償請求訴訟が継続中のことですが、令和7年3月31日まで、結審するというのでしょうか？	延長申請の期間は1年間となっているため、令和7年3月31日としているものです。 なお、損害賠償請求訴訟について、令和6年度中の結審見込みはございません。

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
公文書管理部会 質問・回答書

令和6年2月20日
当日資料2

No.	諮問	実施機関	リストNo.	年度	F No.	個別名称	サブタイトル	保存年限	担当課（回答作成依頼課）	質問	回答
1	廃棄	市長	システム選別分 408	平成30年度	0-4-2	02陳情・要望		5年	高齢・障害者福祉課	生活弱者からの陳情と推察し重要なものと考えますが、廃棄にする理由をご教示ください。	高齢者等の「生活弱者からの陳情」に関する内容は含まれていません。 当該文書には、提案者から寄せられた陳情・要望に回答する文書が保存されている簿冊であり、主管課がとりまとめて提案者に回答していただくため、廃棄して問題ないものです。
2	廃棄	市長	システム選別分 409	平成30年度	0-4-2	02陳情・要望		5年	高齢・障害者福祉課	生活弱者からの陳情と推察し重要なものと考えますが、廃棄にする理由をご教示ください。	障害者等の「生活弱者からの陳情」に関する内容は含まれていません。 当該文書には、提案者から寄せられた陳情・要望に回答する文書が保存されている簿冊であり、主管課がとりまとめて提案者に回答していただくため、廃棄して問題ないものです。
3	廃棄	市長	システム選別分 503	平成30年度	0-4-2	10市民の声システム	軽微な問い合わせを除く。	5年	建築政策課	「簿冊サブタイトル」に「軽微な問合せを除く。」とありますが、とすれば重要な問合せが分類されているということになります。内容について念のためご教示ください（公文書科目表では「市民の声システム運営」が廃棄対象ですが、名称も微妙に一致しないため念のため確認します）。	市民の声システムからの軽微な問い合わせに対する回答文書を、当時「軽微な問い合わせを除く」の簿冊で誤って保存していたものであり、当該文書は廃棄して問題ないものです。
4	廃棄	市長	システム選別分 517	平成30年度	0-4-2	10市民の声システム		5年	疾病対策課	COVID-19発生間近の疾病対策内容と推察します。新型コロナウイルス対策にかかる政策の最終的な評価をする段階まで保存が必要と考えます。当該簿冊を今年度で廃棄する理由について、ご教示ください。	簿冊内に保管されている文書については、新型コロナウイルス発生前のものであり、今後考えられる新型コロナウイルス対策の最終評価へは影響しないものと考えため廃棄とします。
5	廃棄	市長	システム選別分 3969	平成30年度	4-7-1	04環境影響評価	町田資源循環型施設整備事業	5年	ゼロカーボン推進課	公文書科目表では歴史的公文書として移管すべき文書の対象に該当しています。担当所属（ゼロカーボン推進課）と当該簿冊に係る事業・プロジェクトとの関係についてご教示ください。	当該事業は、東京都環境影響評価条例に基づき手続が行われている事業で、事業の実施区域が都県境に近いため、本市は関係自治体に該当し、東京都より各環境影響評価図書等が提供されています。歴史的公文書となっている簿冊は、常用除紙5年のうち、市長意見等の簿冊であり、本簿冊は歴史的公文書に該当せず、廃棄して問題ないものです。
6	廃棄	市長	システム選別分 3970	平成30年度	4-7-1	04環境影響評価	中央新幹線	5年	ゼロカーボン推進課	具体的にどのような内容の文書か（完成後の環境問題に備える必要はないか）。	神奈川県環境影響評価条例に基づく事後調査計画書に基づいて工事中に実施する環境保全措置及びモニタリングの具体的な計画をとりまとめたものが送付された文書です。これに基づくモニタリングの結果等は、翌年度以降に提出され、常用除紙5年として保存されているため、当該文書は廃棄して問題ないものです。
7	廃棄	市長	システム選別分 3970	平成30年度	4-7-1	04環境影響評価	中央新幹線	5年	ゼロカーボン推進課	公文書科目表では歴史的公文書として移管すべき文書の対象に該当しています。担当所属（ゼロカーボン推進課）と当該簿冊に係る事業・プロジェクトとの関係についてご教示ください。	当該事業は、環境影響評価法及び神奈川県環境影響評価条例に基づき手続が行われている。歴史的公文書となっている簿冊は、常用除紙5年のうち、市長意見等の簿冊であり、本簿冊は歴史的公文書に該当せず、廃棄して問題ないものです。
8	廃棄	市長	システム選別分 3971	平成30年度	4-7-1	04環境影響評価	GLP相模原プロジェクト	5年	ゼロカーボン推進課	公文書科目表では歴史的公文書として移管すべき文書の対象に該当しています。担当所属（ゼロカーボン推進課）と当該簿冊に係る事業・プロジェクトとの関係についてご教示ください。	当該事業は、相模原市環境影響評価条例に基づき手続が行われている。歴史的公文書となっている簿冊は、常用除紙5年のうち、市長意見等の簿冊であり、本簿冊は歴史的公文書に該当せず、廃棄して問題ないものです。
9	廃棄	市長	システム選別分 4401	平成30年度	4-9-1	07まちづくり会議	07まちづくり会議 ダミー登録	5年	大沢まちづくりセンター	「簿冊サブタイトル」の「ダミー登録」とは何でしょうか。また、どのような文書が格納されていますか。他の担当所属の同様の簿冊を確認したところ、同様のサブタイトルを確認できなかったため、質問するものです。	「ダミー登録」とは、文書管理システムに登録していない紙文書を便宜的に文書管理システムに登録することです。 格納されている文書につきましては、まちづくり会議資料及び結果報告書等です。
10	廃棄	市長	システム選別 5909	平成30年度	6-7-8	12ダイオキシン類測定結果		5年	廃棄物指導課	現場での環境物質の測定(生)データは長期間保存すべきと考えますが、5年で廃棄する理由をご教示ください。	廃棄物の処分業の許可期間は5年間であり、かつ、測定データを用いて指導等を行う場合には、5年以内に事業が解決します。 また、相模原市公文書管理条例第6条第3項の規定により、「調査研究、統計等に関するもの」は5年と定められていることから、廃棄して問題ないものです。
11	廃棄	市長	システム選別分 5910	平成30年度	6-7-8	12ダイオキシン類測定結果		5年	南清掃工場	現場での環境物質の測定(生)データは長期間保存すべきと考えますが、5年で廃棄する理由をご教示ください。	相模原市公文書管理条例第6条第3項で「公文書の保存期間は、法令等に定めがあるもののほか、別表に定める期間を基準とする。」としており、今回のダイオキシン類の測定結果は法令等の定めがなく、条例の別表に従い、公文書の区分「8施設の管理に関するもの」、保存期間「5年」に従い、保存期間を5年としています。
12	廃棄	市長	システム選別 5911	平成30年度	6-7-8	12ダイオキシン類測定結果		5年	北清掃工場	現場での環境物質の測定(生)データは長期間保存すべきと考えますが、5年で廃棄する理由をご教示ください。	ダイオキシン類測定は、ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、毎年度実施し、所管課へ結果を報告している。ダイオキシン類の測定結果は法令等の定めがなく、条例の別表に従い、公文書の区分「8施設の管理に関するもの」、保存期間「5年」に従い、保存期間を5年としています。
13	廃棄	市長	システム選別分 6127	平成30年度	8-1-8	04計画・戦略等策定及び推進		5年	リニア駅周辺まちづくり課	市長が定める歴史的公文書選別基準「2重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの」に該当しないか。	当該簿冊は、橋本こどもセンターの移転後の用地の取り扱いについて確認書を締結したものです。現在同センターは移転し、跡地を含む道路の都市計画決定も行われているため、廃棄して問題ないものです。
14	廃棄	市長	システム選別分 6128	平成25年度	8-1-8	11国庫補助事業	広域交流拠点推進課分	10年	リニア駅周辺まちづくり課	市長が定める歴史的公文書選別基準「2重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの」に該当しないか。	当該簿冊には、文書の登録がございませんでした。（カラ簿冊の削除漏れです）

No.	詰問	実施機関	リストNo.	年度	F No.	個別名称	サブタイトル	保存年限	担当課 (回答作成依頼課)	質問	回答
15	廃棄	市長	30年保存 9	平成5年度	—	協定書		30年	開発調整課	協定書の内容についてご教示ください。また当該協定書の効力は既に消滅しているか、念のため確認します。	・相模原相生団地建設事業に係る協定書。 ・相模原富士見団地建設事業に係る協定書。 ・相模原(塩田原)地区集団設置建物に関する協定書。 *3冊の協定書については、建設事業期間中の取り決めに対する協定書のため、効力は既に消滅しているため、廃棄して問題ないものです。
16	廃棄	市長	30年保存 13~16	平成5年度	5-5-4	08市営墓地使用許可書類	峯山使用許可申請書/峯山墳墓等設置/柴胡ヶ原墓地/峯山霊園使用許可決定	30年	公園課	墓地の使用関係が不明になることはないか(=いわゆる墓じまいの手続を経ないで、長期間放置された結果、権利関係が不明になることはないか)。	墓所使用者の情報については市営霊園台帳に記載しているため、当該書類の廃棄は問題ないものとなります。
17	廃棄	市長	30年保存 41	平成5年度	7-1-1	03都市計画に関する基本的な方針書類		30年	都市計画課	市長が定める歴史的公文書選別基準「1市の総合計画及び基本計画方針に関するもの」に該当しないか。	当該年度の簿冊には、意思決定に係る決議文書等はなく、「都市計画に関する基本的な方針」の検討に関する参考資料であったため、廃棄して問題ないものです。
18	廃棄	市長	30年保存 63	平成5年度	0-0-5	03厚生労働大臣表彰		30年	保育課	内容について詳しくご教示ください(内申・具申にかかわる文書でしょうか)。	神奈川県より表彰候補者の有無について照会する文書です。当該年度において、推薦候補者該当なしとしている文書のため保存年限経過後の廃棄に支障はありません。
19	廃棄	市長	相模湖町 6	平成5年度	建設-開発- 開発事前協 議	みどりの協定区域等変更協議書帝京大学		30年	開発調整課	内容について詳しくご教示ください。	帝京大学との、みどり協定区域の緑花計画の変更、事業の完了届、協定の満了通知の文書であり、協定期間が満了しているため、廃棄して問題ないものです。
20	廃棄	市長	相模湖町 7	平成5年度	建設-庶務- 災害工事	開発行為変更届帝京大学		30年	開発調整課	内容について詳しくご教示ください。	帝京大学建設の開発行為に係る排水施設、擁壁工事等の計画変更届。開発行為は終了しているため、廃棄して問題ないものです。
21	廃棄	市長	過年度 67	昭和(年代は不)	7-1-0	換地請算金徴収台帳		30年	開発調整課	市長が定める歴史的公文書選別基準「23前各号に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの」に該当しないか。	当該資料は、昭和24年度に換地公告をした、相模原都市建設区画整理(軍都計画)の資料になります。換地計画関連書類については、歴史的公文書として保存すべき簿冊であるため、廃棄せず、歴史的公文書として保存することとします。
22	廃棄	市長	過年度 68	昭和25年	7-6-2	換地請算金徴収法		30年	開発調整課	市長が定める歴史的公文書選別基準「23前各号に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの」に該当しないか。	当該資料は、昭和24年度に換地公告をした、相模原都市建設区画整理(軍都計画)の資料になります。換地計画関連書類については、歴史的公文書として保存すべき簿冊であるため、廃棄せず、歴史的公文書として保存することとします。
23	廃棄	市長	過年度 69	昭和25年	7-6-2	換地調査綴		30年	開発調整課	市長が定める歴史的公文書選別基準「23前各号に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの」に該当しないか。	当該資料は、昭和24年度に換地公告をした、相模原都市建設区画整理(軍都計画)の資料になります。換地計画関連書類については、歴史的公文書として保存すべき簿冊であるため、廃棄せず、歴史的公文書として保存することとします。
24	廃棄	市長	過年度 70	昭和25年	-	都市計換地請算交付金領収書		30年	開発調整課	市長が定める歴史的公文書選別基準「23前各号に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの」に該当しないか。	当該資料は、昭和24年度に換地公告をした、相模原都市建設区画整理(軍都計画)の資料になります。換地計画関連書類については、歴史的公文書として保存すべき簿冊であるため、廃棄せず、歴史的公文書として保存することとします。
25	廃棄	市長	過年度 48~53,71~73	昭和40~45年	2-7-1	旧住宅地造成事業法完成図面/関係書類/認可申請書		30年	開発調整課	①内容について詳しくご教示ください。 ②今後の市民の土地利用・売買等にあって参照する可能性が一切ないかご教示ください。	①旧住宅地造成法とは都市計画法制定以前の法で、当時の開発事業の完成図面の原本です。 ②市民の土地利用・売買等のため写しを閲覧のように供しているが、破損等があった場合のため、原本を保存する必要があり、歴史的公文書として保存します。
26	廃棄	市長	過年度 78~81,84	昭和59~62年, 平成3年		協定書		30年	開発調整課	協定書の内容についてご教示ください。また当該協定書の効力は既に消滅しているか、念のため確認します。	①神奈川県国民年金保養センター、県営上矢部団地、宇宙科学研究所、東京国立近代美術館、県営相武台団地、県立新磯高校、県立相模大野高校、相模大野住宅(大蔵省国家公務員宿舎)、公団大野台団地の建設事業の建設期間、規模、道路、排水等を定める協定書です。 ②既に建設は終了しているため、効力は消滅しています。 ③効力消滅のため、廃棄して問題ないものです。
27	廃棄	市長	過年度 7	昭和31~36年	2-4-2	「固定資産概要調書」(旧市)		10年	資産税課	市長が定める歴史的公文書選別基準「23前各号に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの」に該当しないか。	固定資産概要調書は、県を通じて国へ提出している統計資料であり、国では保存年限が10年と定められています。国に合わせて保存年限を10年としており、廃棄して問題ありません。
28	廃棄	市長	過年度 10	昭和46,47,56,57	2-4-2	床上浸水の調べ		5年	資産税課	市長が定める歴史的公文書選別基準「22市の行事・事件、市政又は市民生活に関するもので重要なもの」に該当しないか。	当該文書は、個々の家屋の被害状況に関する調査資料であり、現在の「住家等被害調査(保存年限5年)」に相当するものなので、廃棄して問題ありません。

No.	質問	実施機関	リストNo.	年度	F No.	個別名称	サブタイトル	保存年限	担当課（回答作成依頼課）	質問	回答
29	廃棄	市長	過年度 10	昭和 46,47,56,57,58, 63年,平成元年	2-4-2	床上浸水の調べ		5年	資産税課	資産税課の税の減免措置にかかわる文書であると思われませんが、当該時期の水害の状況を把握できるような記録や資料は公文書館等に存在するのでしょうか？	当該文書は、個々の家屋の被害状況に関する調査資料です。なお、公文書館等には、当該時期の水害の状況を把握できるような記録や資料は存在していません。
30	廃棄	市長	令和4年度延長分 1	令和2年度	0-2-9	01庶務		1年	人権・男女共同参画課	新型コロナウイルス感染拡大に関連して、今後の感染拡大予防対策の参考とするために保存期間を延長したファイルですが、仮に当該業務の遂行上有用であったのなら、明確な理由なく廃棄とするのは妥当ではないように考えます（廃棄しても良い理由について説明の補足をお願いします）。	当該文書について、新型コロナウイルス感染拡大に関連して、今後の感染拡大予防対策の参考となる文書ではなく新型コロナウイルス感染症まん延時における国の支援策に関する通知や支援に関する要望に関する文書であることから、廃棄して問題がないものです。
31	廃棄	市長	令和4年度延長分 2	令和3年度	0-2-9	01庶務		1年	人権・男女共同参画課	新型コロナウイルス感染拡大に関連して、今後の感染拡大予防対策の参考とするために保存期間を延長したファイルですが、仮に当該業務の遂行上有用であったのなら、明確な理由なく廃棄とするのは妥当ではないように考えます（廃棄しても良い理由について説明の補足をお願いします）。	当該文書について、新型コロナウイルス感染拡大に関連して、今後の感染拡大予防対策の参考となる文書ではなく、事務の取扱いを確認するための通知や事業の周知に関する文書であることから、廃棄して問題がないものです。
32	廃棄	市長	令和4年度延長分 3	平成31年度	0-2-9	男女共同参画推進センター事業		1年	人権・男女共同参画課	新型コロナウイルス感染拡大に関連して、今後の感染拡大予防対策の参考とするために保存期間を延長したファイルですが、仮に当該業務の遂行上有用であったのなら、明確な理由なく廃棄とするのは妥当ではないように考えます（廃棄しても良い理由について説明の補足をお願いします）。	新型コロナウイルス感染症まん延に伴う施設休止期間において、当該施設の指定管理者から、施設の利用の可否に関する照会に対して回答したものであり、施設の利用の詳細について別途記録があることから、廃棄して問題がないものです。
33	廃棄	市長	令和4年度延長分 7～13	平成24年度	2-3-2 ～ 8-6-2	03調定通知書 ～ 03国庫補助事業		10年	麻溝台・新磯野地区整備事務所	①麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する当該ファイルをこれまで100条委員会（ないし98条委員会）や住民訴訟が提起されていること等から延長してきました。今般、損害賠償請求を理由に延長するファイルが別にあります。これらの廃棄予定ファイルは損害賠償請求訴訟には一切かわらないのでしょうか？ ②また、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別委員会の調査報告書や100条委員会（ないし98条委員会）で実際に使用（引用）された文書は含まれていないのでしょうか？ これら委員会による調査の根拠となる文書を廃棄した場合に、将来の市民による検証の途が狭まることを危惧します。	①について 当該廃棄予定の文書は、損害賠償請求訴訟には関係しない内容であることを確認しております。 ②について 当該廃棄予定の文書は、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別委員会の調査報告書や100条委員会又は98条委員会で使用又は引用された文書は含まれていないことを確認しております。
34	廃棄	市長	令和3年度延長分 2～12	平成21年度 ～ 令和2年度	2-3-2 ～ 8-6-4	03調定通知書 ～ 09清算人決算報告承認		1年 ～ 10年	麻溝台・新磯野地区整備事務所	①麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する当該ファイルをこれまで100条委員会（ないし98条委員会）や住民訴訟が提起されていること等から延長してきました。今般、損害賠償請求を理由に延長するファイルが別にあります。これらの廃棄予定ファイルは損害賠償請求訴訟には一切かわらないのでしょうか？ ②また、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別委員会の調査報告書や100条委員会（ないし98条委員会）で実際に使用（引用）された文書は含まれていないのでしょうか？ これら委員会による調査の根拠となる文書を廃棄した場合に、将来の市民による検証の途が狭まることを危惧します。	①について 当該廃棄予定の文書は、損害賠償請求訴訟には関係しない内容であることを確認しております。 ②について 当該廃棄予定の文書は、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別委員会の調査報告書や100条委員会又は98条委員会で使用又は引用された文書は含まれていないことを確認しております。
35	廃棄	市長	令和2年度 1～23	平成21年度 ～ 平成31年度	0-0-0 ～ 8-6-2	01庶務 ～ 03国庫補助事業		1年 ～ 10年	麻溝台・新磯野地区整備事務所	①麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する当該ファイルをこれまで100条委員会（ないし98条委員会）や住民訴訟が提起されていること等から延長してきました。今般、損害賠償請求を理由に延長するファイルが別にあります。これらの廃棄予定ファイルは損害賠償請求訴訟には一切かわらないのでしょうか？ ②また、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別委員会の調査報告書や100条委員会（ないし98条委員会）で実際に使用（引用）された文書は含まれていないのでしょうか？ これら委員会による調査の根拠となる文書を廃棄した場合に、将来の市民による検証の途が狭まることを危惧します。	①について 当該廃棄予定の文書は、損害賠償請求訴訟には関係しない内容であることを確認しております。 ②について 当該廃棄予定の文書は、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別委員会の調査報告書や100条委員会又は98条委員会で使用又は引用された文書は含まれていないことを確認しております。
36	廃棄	教育委員会	システム選別分 49	平成30年度	0-4-2	03わたしの提案	意見、要望、苦情等で、個人からのものうち軽易なもの	5年	学務課	当該簿冊に、「いじめ」の事例に関する内容は含まれていません。含まれている場合、重要な文書に該当すると考えます。当該簿冊を廃棄する理由について、ご教示ください。	「いじめ」の事例に関する内容は含まれていないため、廃棄して問題ないものです。
37	廃棄	教育委員会	システム選別分 51	平成30年度	0-4-2	03わたしの提案	意見、要望、苦情等で、個人からのものうち軽易なもの	5年	教育センター	当該簿冊に、「いじめ」の事例に関する内容は含まれていません。含まれている場合、重要な文書に該当すると考えます。当該簿冊を廃棄する理由について、ご教示ください。	当該簿冊に保存されている文書は、市民の方からいただいた、学校の授業や学校事務職員の職務についての意見等に関するものです。「いじめ」の事例に関する内容ではないと判断できるため、廃棄して問題ないものです。
38	廃棄	教育委員会	システム選別分 57	平成30年度	0-4-2	10市民の声システム		5年	学務課	当該簿冊に、「いじめ」の事例に関する内容は含まれていません。含まれている場合、重要な文書に該当すると考えます。当該簿冊を廃棄する理由について、ご教示ください。	「いじめ」の事例に関する内容は含まれていないため、廃棄して問題ないものです。
39	廃棄	教育委員会	システム選別分 932	平成25年度	9-3-3	03生徒指導		10年	学校教育課	当該簿冊に、「いじめ」の事例に関する内容は含まれていません。含まれている場合、重要な文書に該当すると考えます。当該簿冊を廃棄する理由について、ご教示ください。	個別のいじめの事例に関する文書ではないため、廃棄して問題ないものです。
40	廃棄	教育委員会	システム選別分 960	令和2年度	9-3-8	07ヤングテレホン相談受理票		3年	青少年相談センター	当該簿冊に、「いじめ」の事例に関する内容は含まれていません。含まれている場合、重要な文書に該当すると考えます。当該簿冊を廃棄する理由について、ご教示ください。	ヤングテレホン相談は、匿名を原則とした相談であり、1回の相談・助言での対応を主としているものとなっています。いじめなど継続的な相談が必要な場合は、青少年相談センターの来所電話相談やその他の機関を紹介しているため、保存年限経過後の廃棄については、問題ありません。
41	廃棄	教育委員会	30年保存 24,25	平成5年	8-1-3	14勤務記録カード	昭和27～平成7年度（小学校）/ 昭和27～平成7年度（中学校）	30年	教職員人事課	相模原市教育委員会が定める歴史的公文書選別基準「17前各号に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの」に該当しないか。	「勤務記録カード」は職員の異動履歴・給与履歴が記載されているもので、退職まで毎年度最新の履歴を追加し、その都度保存しているため、「17前各号に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの」に該当せず、廃棄して問題ないものです。

No.	質問	実施機関	リストNo.	年度	F No.	個別名称	サブタイトル	保存年 限	担当課（回答作成依頼課）	質問	回答
42	廃棄	選挙管理委員会	52	平成30年度	0-7-8	19選挙公報		5年	選挙課	<p>統一地方選挙関係ですが、時期的には平成31年4月7日投開票の相模原市長選・市議会議員選挙のものであると推測します。</p> <p>①現在の公文書科目表では、確かに選挙公報は公文書館への移管対象とはなっていませんが、選挙に際しての候補者の公約が記された記録であり、事後の検証や歴史的評価に際して一定の価値があるものと思われます（他の自治体では永続的な保存対象としているところもあります）。</p> <p>②あわせて選挙においては選挙録（さらに投票録や開票録）も作成するものと思われますが、当該選挙においては作成しなかったのでしょうか。特に選挙録は上記①と同様に一定の価値が認められ、他の自治体では保存されているケースがありますので、検討をした方が良いと考えます。</p>	<p>選挙に関する重要な文書（選挙録、投票録、開票録、記載済み投票用紙）の保存期間については、公職選挙法において当該選挙にかかる議員又は長の任期期間と規定されており、本市では、各選挙ごとに、任期間を超え、かつこれに近い保存期間を採用しています。</p> <p>また、特に量が多い記載済み投票用紙については、国政選挙、県選挙ともに、国及び県から保存期間満了後の廃棄費用について交付措置があるなど、同法に規定する保存期間経過後の文書については破棄することを想定しているものと考えられます。</p> <p>選挙公報については、同法により保存期間が定められておりませんが、上記重要書類の保存期間に準じて保存し、当該期間経過後に廃棄することが合理的で適切な対応であると考えております。</p> <p>また、選挙後には、選挙結果を記録した冊子「選挙結果調」を作成し、投・開票の結果のほか、選挙公報を縮刷したものを掲載するなどし、文書廃棄後にも選挙の記録を確認できるようにしているため、廃棄して問題ないものです。</p> <p>なお、もう一点のご質問の選挙録については、選挙期日以後の平成31年度文書として作成しています。</p>

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
公文書管理部 質問・回答書

令和6年2月20日
当日資料3

No.	諮問	実施機関	リストNo.	年度	F No.	個別名称	サブタイトル	保存年 限	担当課（回答作成依頼課）	質問	回答
1	歴史的公文書	市長	システム選別分 226	平成30年度	0-9-1	異議申立（歴）		5年	障害者更生相談所	行政不服審査法の改正（平成27年施行）により、基本的に異議申立ての制度は廃止されたはずであるが、どのような内容の文書か。	身体障害者手帳交付申請却下処分に対する審査請求に関連する文書です。審理員に提出する弁明書の決裁文書及び健康福祉総務室から送付された裁決書の写しとなります。 従いまして、簿冊「0-9-1 02異議申立（歴）」は誤りであり、「0-9-1 03審査請求（歴）」が適当であると考えます。
2	歴史的公文書	市長	システム選別分 421	平成28年度	0-9-1	異議申立（歴）		法/7年	下水道料金課	行政不服審査法の改正（平成27年施行）により、基本的に異議申立ての制度は廃止されたはずであるが、どのような内容の文書か。また、保存期間が7年として位置づけられているが、これは下水道料金の徴収が税に準じるものとして扱われるという理解によるものと解してよいか。	異議申立人に対する公共下水道使用料は、身体障害者がいる世帯として、平成23年度4・5月分～平成27年度12・1月分まで少なくとも5年以上、公共下水道使用料の基本額を減免していたが、平成28年3月に公共下水道使用料減免事由に対する審査を行った結果、平成23年度4・5月分～平成27年度12・1月分までの間、減免事由が存在しないことが判明し、公共下水道使用料徴収額変更決定処分をしたものです(遡って請求)。しかし異議申立人は公共下水道使用料徴収額変更通知が届くまで公共下水道使用料が減免されているとは承知しておらず、本件徴収額変更決定処分の取消・取下げを希望。結果、棄却となりました。 異議申立人に対し公共下水道使用料徴収額変更通知を送付したのは平成28年3月28日であり、平成28年4月18日に異議申立書を受領。行政不服審査法の改正がされたのは平成28年4月1日であるため、旧法が適用されています。 公共下水道使用料の徴収が税に準じるものとして扱い7年保存としました。